



令和 4 年度

学校問題サポートチーム

兵庫県教育委員会

播磨東教育事務所

令和4年度 学校問題サポートチーム 支援内容

1 趣旨・目的

複雑化する学校を取り巻く課題に対応するには、課題別から多面的対応を目指す必要がある。このため、市町教育委員会と連携し、学校を取り巻く課題に対して、効果的・機動的に支援が行われるよう支援体制を整え、様々な専門性を有する相談員等が多面的に支援を行う。（設置要項より）

2 学校問題サポートチームが計画的に対応する内容（計画訪問）

- (1) 学校運営に関する内容
 - ・ 学校運営上の諸課題についての支援
- (2) 新採用後及び特別支援学級担任2年目の教員に関する内容
 - ・ 教職員としての基本姿勢の確立に向けての支援
 - ・ 専門性と実践力向上に向けての支援
 - ・ 指導方法の工夫改善による魅力ある授業の展開についての支援
 - ・ 学習評価を指導改善にいかし、学力向上を図るための支援
 - ・ 安心して学べ、主体的に考え、課題解決を図ることができる学級経営への支援
 - ・ 組織的に対応するための支援
 - ・ 抱える課題や悩みなど、心の健康に関する支援
- (3) その他
 - ・ 生徒指導に関する対応（問題行動、不登校、児童虐待、性暴力 等）
 - ・ 教員の指導力向上に関する対応（学級経営、授業改善、ICT活用 等）
 - ・ 特別支援教育に関する対応
 - ・ 社会福祉士・精神保健福祉士（SSW）、臨床心理士（SC・メンタルヘルスアドバイザー）による対応
 - ・ 精神科医、弁護士による対応
 - ・ その他、学校が抱える様々な課題について

3 学校からの要請により対応する内容（要請訪問）

○ 学校支援専門員

- (1) 生徒指導に関する対応（問題行動、不登校、児童虐待、性暴力 等）
 - ・ 問題行動等を起こす児童生徒の最適処遇の検討及び関係機関への紹介
 - ・ 各学校の状況把握、関係機関、家庭、地域からの情報収集
 - ・ いじめ等の問題行動、不登校等に係る事例分析
 - ・ 生徒指導上の重大事案等の初期対応や継続した対応への支援
 - ・ 研修会等の講師

- (2) 教員の指導力向上に関する対応（学級経営、授業改善、ICT活用 等）
 - ・ 児童生徒理解や人間関係づくり等、学級経営に関すること
 - ・ 教材研究、指導案作成、発問や板書等の授業改善や指導方法に関する相談・助言
 - ・ 学習習慣の確立や学習意欲の向上に関する相談・助言
- (3) 特別支援教育に関する対応
 - ・ 早期からの支援に対する市町への助言
 - ・ エリアコーディネーター、代表コーディネーターへの助言等
 - ・ 一貫した支援に対する市町及び学校園への助言
 - ・ 教育相談や就学先の決定と合理的配慮にかかる市町及び学校園への助言
 - ・ 管内市町特別支援連携協議会等への参画 等
- (4) 教員の非違行為及び資質向上に関する対応
 - ・ 指導力向上を要する教員の状況に応じた総合的な取組の体制づくり
 - ・ 該当教員の実態に応じた多面的な指導・支援
 - ・ 県立教育研修所の教職員支援担当指導員や関係機関（医療関係 等）との連携

○ スクールソーシャルワーカー（SSW）

- (5) ケース会議等における福祉の専門家としての助言
 - ・ 不登校や児童虐待等に係る児童生徒の環境について、最適処遇の検討及び関係機関との連携・調整
 - ・ 各学校の状況把握、関係機関、市町及び地域からの情報収集
 - ・ 市町スクールソーシャルワーカーへの助言や研修会の講師
- (6) 学校と家庭・関係機関等の連携に関する対応
 - ・ 学校と家庭・地域や関係機関との連携のための調整・連絡及び連携方策等への助言

※ 県立学校からの相談・要請があれば対応し、必要に応じて当該学校等への派遣
- (7) 県教育委員会主催連絡協議会及び合同研修会への参加

○ スクールカウンセラー（SC）

- (8) ケース会議等における心理の専門家としての助言
 - ・ 事案における児童生徒の心のケアに関する専門的助言・支援
 - ・ 管内スクールカウンセラーへの相談・支援
- (9) 重大事態発生時の対応
 - ・ スクールカウンセラー、スーパーバイザーと連携した市町教育委員会学校への支援
 - ・ 重大な事案が発生した学校・児童生徒への短期的な集中支援
 - ・ 重大事態が発生した学校・児童生徒への継続的な情報収集と支援への助言
- (10) 県教育委員会主催連絡会及び研修会等への参加

○ メンタルヘルスアドバイザー（臨床心理士）

(11) 教職員の心の健康に関する専門的な対応

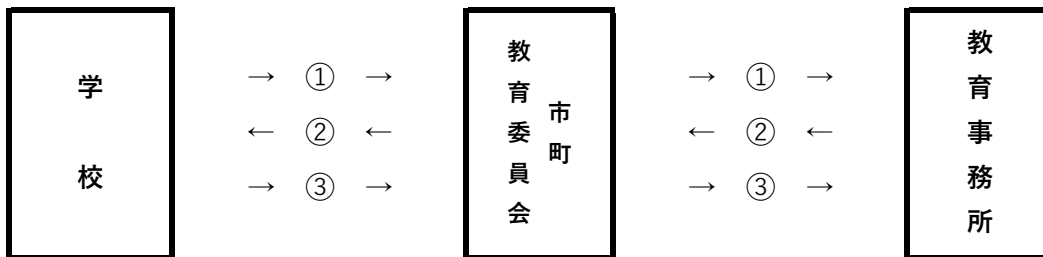
- ・ 療養者に対するカウンセリング
- ・ 個人の状況に応じた職場復帰支援策への専門的助言
- ・ 療養者が在籍する学校での相談会やメンタルヘルス研修会の実施

○ 精神科医

(12) ケース会議等における医療的助言

- ・ 問題行動等を起こす児童生徒の最適処遇に関する教員等への指導・助言
- ・ 発達障害や心的要因が主因であると疑われる児童生徒への対応について市町教育委員会や学校等への専門的助言
- ・ 必要に応じて、学校等への派遣

学校からの派遣申請



- ① 学校から「学校問題サポートチーム」派遣申請書（別紙様式1-①）を市町教育委員会を経由して教育事務所長あて提出する。
 - ② 市町教育委員会へ派遣承認の連絡
 - ③ 学校から「学校問題サポートチーム」の派遣報告書（別紙様式1-②）を市町教育委員会を経由して各教育事務所長あて提出する。
- ※ ③については、教育事務所の判断で省略することができる。
- ※ 要請訪問後、継続した訪問を実施する場合は、派遣申請を省略することができる。
- ・ 要請訪問後、継続した支援が必要とする学校については、市町教育委員会と連携し、継続して計画訪問を実施する。

○ その他、必要とされる学校等への派遣

市町教育委員会と協議の上、継続して支援が必要とされる学校等への派遣

- ・ 要請訪問後、継続した支援が必要とする学校等については、市町教育委員会と連携し、継続して計画訪問を実施する。

学校問題サポートチームの設置～教育事務所の機能強化～

【趣旨】

複雑化する学校を取り巻く課題に対応するには、課題別から多面的対応を目指す必要がある。そのため、所長のリーダーシップの下で、市町組合教育委員会と連携し、学校課題に対して、効果的・機動的に支援が行えるよう支援体制を整え、様々な専門性を有する相談員等が多面的に支援を行う。

各教育事務所 学校問題サポートチーム

教育事務所長 → 副所長（教育振興課・総務課）

↓指示

チームリーダー

↓支援内容・支援方法のコーディネート

コアメンバー

学校支援専門員（教員OB・警察OB） スクールソーシャルワーカー スクールカウンセラー

アソシエイトメンバー（事案や会議内容に応じて参加）

弁護士 精神科医 メンタルヘルスアドバイザー

専門性を有するメンバーの横の連携強化

【支援内容】

- ・生徒指導に関すること（問題行動、不登校、児童虐待、性暴力等）
- ・教員の指導力向上に関すること（授業改善、学級経営、ICT活用等）
- ・特別な支援を要する児童生徒への対応に関すること
- ・教職員の非違行為及び資質向上に関すること
- ・教職員のメンタルヘルスに関すること

ケース会議 の開催

- ・打ち合わせ会議（週1回程度）
- ・定期会議（月1回程度）
- ・重大事案発生による緊急会議（随時）

事案の共有

分析・対応策を検討

一元化による連携の強化

関係課

学校問題支援室

教育事務所管内

市町組合
教育委員会

市町組合立
学校園

市町配置専門家
SC・SSW等

関係機関
関係施設

【参考】令和3年度教育事務所における支援体制

→事案ごとに、関係する各相談員等が対応

【各相談員等】学校支援チーム 学級経営指導員 特別支援教育推進員
教職員支援担当相談員 メンタルヘルスアドバイザー スーパーティチャー 等

(別紙様式1-①)

(公 印 省 略)
第 号
令 和 年 月 日

播磨東教育事務所長 様

学 校 名

住 所

TEL

学校長名

「学校問題サポートチーム（学校支援専門員・スクールソーシャルワーカー・精神科医等）」の派遣申請書

学校問題サポートチーム専門員等の派遣について、下記のとおり申請いたします。

記

1 日 時 令 和 4 年 5 月 10 日 (火)
: ~ :

2 相 談 内 容

※必ず市町教育委員会を経由して提出願います。（電子媒体可）

(別紙様式1-②)

(公 印 省 略)
第 号
令 和 年 月 日

播磨東教育事務所長 様

学 校 名

住 所

TEL

学校長名

「学校問題サポートチーム（学校支援専門員・スクール・ソーシャル・ワーカー・精神科医等）」の派遣報告書

学校問題サポートチーム専門員等の派遣について、下記のとおり報告いたします。

記

1 日 時 令 和 4 年 5 月 10 日 (火)
: ~ :

2 派遣専門員等 氏 名 ○○ ○○
○○ ○○

3 指導助言・支援の内容

4 成 果 等

※必ず市町教育委員会を経由して提出願います。（電子媒体可）